

伊丹市一般職員服務分限条例及び伊丹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市一般職員服務分限条例及び伊丹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

押印の見直しにより，行政手続きを簡素化するほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市一般職員服務分限条例及び伊丹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第 号）

（伊丹市一般職員服務分限条例の一部改正）

第1条 伊丹市一般職員服務分限条例（昭和26年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「あらたに」を「新たに」に，「任命権者又は」を「、任命権者又は」に，「次の様式による宣誓書」を「、宣誓書（様式第1号又は様式第2号）」に改め，同項中様式第1及び様式第2を削る。

別表の次に次の2様式を加える。

様式第1号（一般職員）

#### 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

様式第2号（消防職員）

#### 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規

程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

(伊丹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 伊丹市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第231号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第8条第3項、第9条第5項及び第8項、第10条第2項並びに第12条第2項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。